

令和6年度奈良まほろば館情報発信業務委託 募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度奈良まほろば館情報発信業務委託

(2) 業務内容

本県の首都圏情報発信拠点「奈良まほろば館」は、本県の観光、食、特産品、伝統工芸などの情報を一体的に発信し、本県の「多様な魅力に対する認知度」と「ブランド力の向上」を図り、首都圏からの観光客の誘致、県産品の販路拡大を促進することを組織目的に設定している。

当業務では、上記目標のうち、本県の「多様な魅力に対する認知度」の向上を目的とした事業を実施する。併せて、本県の多様な魅力を奈良まほろば館が効果的に発信するため、奈良まほろば館の認知度・満足度の向上を目的とした事業を実施する。

詳細については、令和6年度奈良まほろば館情報発信業務委託仕様書のとおりとする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

(4) 委託上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

2 参加資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、業務の趣旨を十分に理解し、円滑に遂行できる単独事業者で、次に掲げる要件をすべて満たす者としします。

- (1) 国または地方公共団体が発注した、本業務と同様の業務を過去5年間（令和元年度～令和5年度）に実施した実績（規模は問わない。各業務が別契約によるものでも可）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (7) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人でないこと。
- (8) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）

- 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (9) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - (10) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
 - (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 企画提案書などの提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続き等

- (1) 担当部局(書類の提出先および問い合わせ先)

〒105-0004

東京都港区新橋1-8-4 SMBC新橋ビル2階

奈良県観光局奈良まほろば館 情報発信課

TEL: 03-5568-7081 FAX: 03-5568-7082

- (2) 募集要領及び仕様書の配布

公告日から令和6年5月8日(水)の午後6時までの間に、(1)の担当部局または奈良県観光局奈良まほろば館情報発信課ホームページより入手するものとします。ただし、担当部局における配布は、午前10時30分から正午まで、午後1時から午後6時までとし、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月31日奈良県条例第32号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除きます。

- (3) 質問の受付及び回答

提出方法 質問票(様式1)に質問事項を記載し、FAXで提出してください。必ず電話にて受信の確認を行ってください。

電話や来訪など口頭による質問は受け付けません。

受付期間 令和6年4月22日(月)の正午まで。

ただし、受信の確認は午前10時30分から正午まで、午後1時から午後6時までとし、県の休日を除きます。

提出先 (1)の担当部局と同じ

回答 令和6年5月2日(木)までに、奈良県観光局奈良まほろば館情報発信課ホ

ホームページにおいて公表します。個別には回答しません。

(4) 参加表明書の提出

提出期限 令和6年5月8日(水)の午後6時まで

ただし、受付は、午前10時30分から正午まで、午後1時から午後6時までとし、県の休日を除きます。

提出先 (1)の担当部局と同じ

提出物および提出部数 参加表明書(様式2-1)……1部

事業者概要(様式2-2)……1部

業務実績報告書(様式2-3)……1部

提出方法 持参または郵送。(郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とします。)

(5) 企画提案書の提出

「5 企画提案書の提出」のとおり

(6) 審査結果の通知

令和6年5月下旬(予定)

5 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年5月15日(水)の午後6時まで

ただし、受付は午前10時30分から正午まで、午後1時から午後6時までとし、県の休日を除きます。

(2) 提出先

4(1)の担当部局と同じ

(3) 提出物および提出部数

企画提案書及び積算書(様式3)……7部(正本1部、副本(写し)6部)

(4) 企画提案書

① 業務の実施方針

本業務の目的を踏まえ、本業務に取り組む際の実施方針を記載してください。各業務についても、実施内容がどのような方針に基づいているのかを明確に記載してください。

② 業務の実施体制

業務全体の統括者、各業務の担当者及びその他補助者を含めた組織体制をわかりやすく記載してください。総括者や各業務担当者が本業務と同様の業務に従事した実績があれば、当該実績を記載してください。

③ 本業務と同様の業務実績

本業務と同様の各業務を実施した実績(規模は問わない。各業務が別契約によるものでも可)とその成果を記載してください。

④ 各業務の実施内容

仕様書の業務内容を踏まえ、以下の各業務において実施予定の内容を具体的に記載してください。本業務の委託金額以外の経費を必要とする実施内容は記載しないこと。

ア 奈良まほろば館移転リニューアル3周年フェア

イ 食にまつわる催事

ウ 正月催事

⑤ 業務スケジュール

業務ごとのスケジュールを具体的に記載してください。

(5) 積算書

一式計上とせず、業務ごとの提案内容を反映した具体的な内訳と、業務ごとの経費がわかるように記載すること。

(6) 提出方法

持参または郵送。(郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とします。)

(7) 企画提案書の作成上の留意事項

①右肩の事業者名以外に、提出者を特定することができる内容の記述(具体的な社名やロゴマーク等)を記載しないこと。記載がある場合はその項目を無効とします。

②企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法に拠るものとします。

③企画提案書の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とします。

④提出された企画提案書は返却しません。また、企画提案書を無断で他に使用することはできません。

⑤企画提案書がこの書面及び別添様式に示された条件に適合しない場合は、無効とします。

⑥企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

6 企画提案書等の審査基準

別紙「令和6年度奈良まほろば館情報発信業務委託 プロポーザル受託者選定審査基準」のとおり。

7 契約候補者の選定

(1) 企画提案書等の評価は、「令和6年度奈良まほろば館情報発信業務委託受託者選定審査会」において、「令和6年度奈良まほろば館情報発信業務委託に係る審査基準」により審査し、最も高い評価を得た事業者を契約候補者として選定します。なお、審査は非公開とします。

(2) 企画提案書等の審査については、プレゼンテーション及び質疑応答を行います。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行う場合があります。

(3) プレゼンテーション及び質疑応答については以下を予定しています。詳細については後日プレゼンテーション参加者に対して通知します。

月日：令和6年5月22日(水)

場所：奈良まほろば館

内容：応募事業者からの説明15分、質疑応答10分

8 選定、非選定の通知

- (1) 企画提案書を提出した者には、選定または非選定を通知します。このうち、非選定の通知をした者に対しては、その理由を書面により通知します。
- (2) 非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く。）以内にその理由の説明を書面（様式任意）にて求めることができます。
- (3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算し10日（県の休日を除く。）以内に書面により行います。
- (4) 非選定理由の説明書請求の受付方法、場所及び受付期間は以下のとおりとします。
 - ①受付方法 持参または郵送。（郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とします。）
 - ②受付場所 4（1）の担当部局と同じ
 - ③受付期間 上記（2）のとおり

9 契約の締結

- (1) 7により選定された者と契約締結の交渉を行います。契約交渉が不調のときは、7により順位付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行う場合があります。
- (2) 契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

10 契約の不締結

本業務委託契約の相手方の選定後、契約締結までに本業務委託契約の相手方について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 役員等（法人にあっては役員（非常勤を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 上記（3）及び（4）に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）から（5）ま

でのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

- （8）県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

11 契約の解除

契約締結後であっても、契約の相手方が10の（1）から（8）までのいずれかに該当すると認められる場合や企画提案書などの提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除し委託者を変更することがあります。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

12 その他

- （1）本業務は契約書の作成を要します。
- （2）契約保証金については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによります。
- （3）本業務の成果等は県に属します。
- （4）この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とします。なお、提出された書類は返却しません。
- （5）企画提案書等は、奈良県情報公開条例（平成13年3月30日奈良県条例第38号）に基づき開示する場合があります。
- （6）企画提案書等は、審査に必要な範囲内で複製を作成することがあります。
- （7）その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとします。